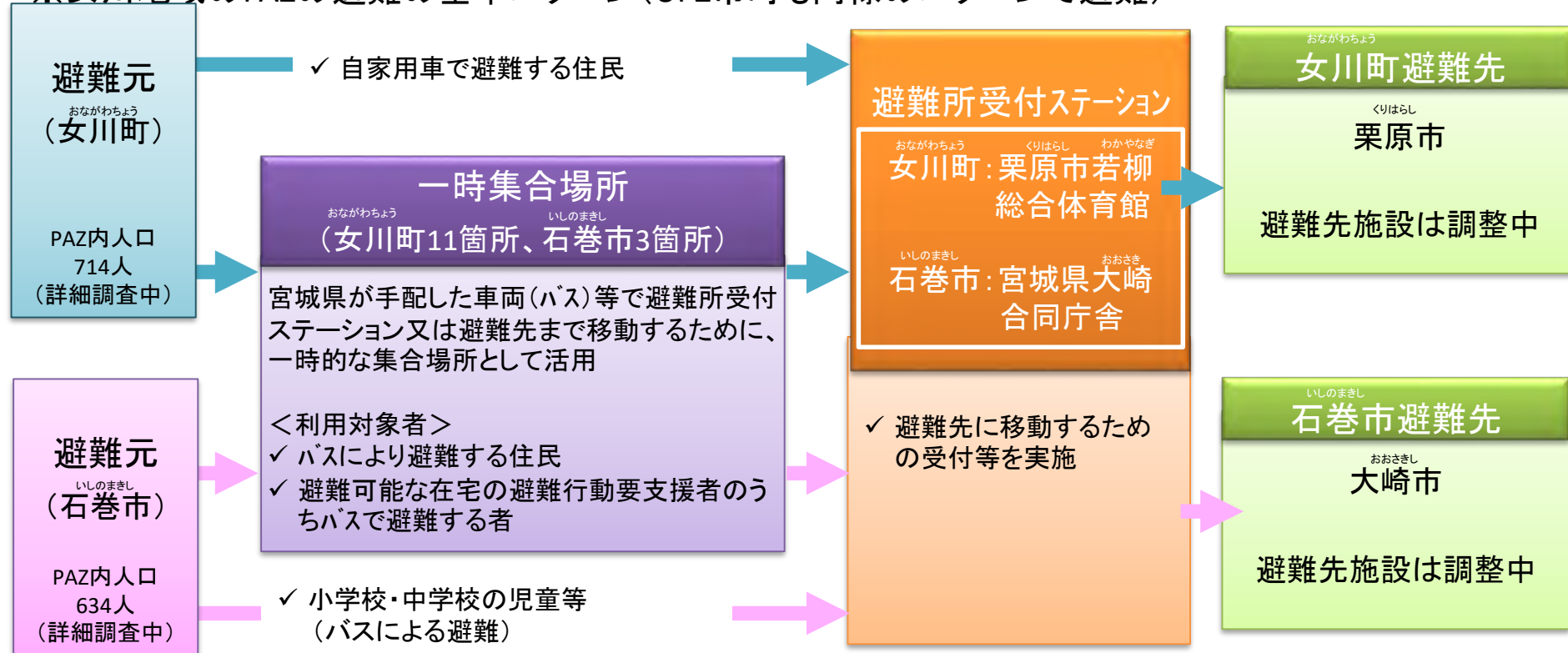


【参考資料】

女川地域の住民避難の基本パターン

- 7市町全て、具体的な避難先自治体を特定済み(自市町内避難の3市町を含む)。
- 避難にあたっては、避難所受付ステーション(避難経由所)を経由して避難先施設へ避難を実施。
 - ・ 計画で指定されている避難先施設での受入れが困難な場合、宮城県災害対策本部が調整の上、新たな避難先施設を関係自治体へ伝達。

※女川地域のPAZの避難の基本パターン(UPZ市町も同様のパターンで避難)



- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における準PAZでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）をとることが必要。

【道路等の状況を確認】

- ①警戒事態：宮城県おながわちよう、女川町いしのまきし及び石巻市が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【具体的な防護措置の検討プロセスイメージ(案)】

・県道2号線や県道220号線により、半島を北上する陸路避難が可能か。

no

✓どちらの道路でも北上が不可能な場合

yes

・いずれか一方による北上が可能な場合は陸路避難

・半島の先にある鮎川港が使用可能か。
・船舶は確保・使用が可能か（気象状況含む）。
・県道2号線や県道220号線により、半島の先にある鮎川港までの避難が可能か。

no

✓港、船、港までの道路、いずれか一つでもダメな場合

yes

・港、船、港までの道路がすべてOKであれば、陸路避難&海路避難

・避難元地区近辺のヘリポート適地の使用が可能か。
・ヘリの使用が可能か（気象状況含む）。

yes

・屋内退避&空路避難

no

・屋内退避をし、道路啓開や気象状況等により、陸路、海路、又は、空路の避難が可能となったら避難を開始

